

栄村資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を村民が取得する際の経費の2分の1（1人最大5万円）について支援します。

※交付額は千円未満切り捨て

申請者と対象者

申請者・・・経費を負担した、村内中小企業者または下記対象者。

※他の補助制度（教育訓練給付事業を除く。）との重複適用がないこと。

※申請者は補助の申請時において村税等に滞納がないこと。

対象者・・・村民で資格取得年度当初における満年齢が65歳未満の下記の方。

1. 就労者（中小企業の事業所に勤務している方及び収入のため現に働いている方。）

※申請できる対象者は、1事業所につき同一年度3人まで。

※事業所に勤務している方が申請する場合は、事業主から同意を得ていること。

2. 求職者（公共職業安定所に求職登録をしている無職の方。）

3. 高校生（高等学校に在籍している生徒。）

※申請者は高校生の保護者

対象資格

対象者が取得した、別表に掲げる資格。

例：フォークリフト運転技能講習終了、大型特殊自動車免許、土木施工管理技士など。

※同一年度1人1種類まで。

対象経費

資格取得に**必ず要する受講料**（教材費含む）、**受験料**、**登録料**など。

※参考書の購入費や旅費、写真代等は除く。

申請期限

資格を取得した日（合否が判明した日、交付日等）から3か月以内。

手続き

補助金交付申請書に下記の書類を添えて、商工観光課へ提出してください。

①資格の名称や取得状況、認定者等のわかる書類（免許証や合格証等）の写し。

②支払った金額のわかる書類（領収書等）の写し。

③村税等の滞納状況の調査を認める同意書。

④求職者の場合は、離職していることを証明できる書類（離職票等）の写し。

⑤高校生の場合は、学生証の写し。

※その他、必要に応じて書類の追加を求める場合があります。

お問い合わせ先

栄村役場 商工観光課 企業係 0269-87-3355